

## 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)の一部を改正する告示(案)」 に対する意見

経営法友会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)の一部を改正する告示(案)」で示された、同ガイドライン改正案について、企業法務の実務の観点から、問題となる点や今後明確にされたい点を中心に、以下で具体的に述べる。

### 【該当箇所】

2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工(法第35条の2第1項関係)(16頁～)

### 【意見】

「仮名加工情報の取扱いに係る法第4章第2節の規律(法第35条の2及び第35条の3)は、……仮名加工情報データベース等を構成しない仮名加工情報(いわゆる散在情報)には……適用されない」(17頁(※1))とのことであるが、防犯カメラ等で撮影した人物の画像(体系的に整理されたものではない個人情報)に、特定の個人が識別できないように加工(当該人物にモザイクをかけるなど)を行い、AI学習の学習用データ(従来想定している防犯のためではなく、マーケティング等の目的)として用いる場合は、仮名加工情報の規律が適用されるという理解でよいか確認したい。

### 【理由】

個人情報データベースを構成する場合よりも、本人の権利侵害の可能性が低い散在情報において、仮名加工情報の取扱いに係る規律が適用されないとなると、散在情報を仮名加工化した場合は、利用目的の変更に関する同意等を取得しなければならなくなり、元の情報が「散在情報」ということだけをもって仮名加工情報の規律がすべて適用されなくなるのであれば、本来仮名加工情報が想定している情報の利活用が進まなくなるおそれがあるためである。

### 【該当箇所】

2-2-2-1-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除(18頁～)

### 【意見】

画像もしくは動画を仮名加工情報とする場合も、個人を特定できる情報(たとえば、人物の顔にモザイクをかけるなど)を加工すれば、仮名加工情報となるという理解でよいか確認したい。そうであれば、【想定される加工の事例】(19頁)に、たとえば、以下の事例を追加されたい。

事例3) 人物、景観、日時情報が含まれる画像を加工する場合に次の措置を講じる。

1) 人物の顔にモザイクをかける。

**【理由】**

個人が識別可能な画像は個人情報であり（『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』2-1）、「防犯目的のみのために取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データについて、他の目的に利用しようとする場合、本人の同意を得る必要がある」と考える（『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A 1-12等）。ところが、防犯カメラは不特定多数の映像が映りこむ性質から、過去に撮影された映像につき、改めて本人の同意を得ることは困難である。

「安全確保の目的」（転落・衝突のおそれがある場合のアラート発報等）や「マーケティングの目的」（回遊ルートの改善等）といった用途で、画像を「技術開発の目的」に利活用することができれば、技術的には社会課題の解決の可能性であっても、従来、過去に蓄積された防犯カメラ画像を学習用データとすることは法令との関係で困難であった。

技術発展著しい画像解析分野における今後の社会実装フェーズで、法令遵守意識の高い事業者ほどグレーゾーンに慎重となって新技術の導入が遅れ、また、技術面でも国際競争力が落ちる状況は望ましくない。

以上が、【想定される加工の事例】（19頁）ですすでに提案されている文字列の仮名加工情報事例に加え、画像情報の仮名加工についても、一定の目安となる加工事例の提示を求める理由である。